



つどい 語り合い つながる・・・♪

こんにちは 鹿教組です



2016.9発行

鹿教組（かきょうそ）は、鹿児島県の教職員でつくる労働組合です！



使っている人はたくさんいるけど・・・

知っている人はどのくらい？ 私たちの権利獲得の歴史

今でこそ、産前・産後休暇や育児休業は当たり前の権利です。最近では、育児休業制度を活用する男性もいます。でも、それらの権利は、「もともとあった権利」ではありません。労働組合が県当局と交渉して「勝ちとった権利」なのです。



子ども以外の家族の看護休暇は、鹿児島県独自の制度

看護休暇は、国の制度では「子の看護休暇」となっていて、小学校就学前の子どもの看護のためにだけ取得できます。鹿児島県は国や他の自治体に先駆けて、2001年に看護休暇制度を勝ちとりました。はじめは、年3日、小学校就学前の子どもだけが看護の対象でしたが、その後も鹿教組は、対象家族や日数の拡大のための交渉を続けてきました。

2003年には日数を年5日に拡大し、その後も対象年齢の拡大、対象となる家族の拡大、取得要件の拡大などを勝ちとってきました。これは、子ども以外の家族にも看護が必要だという職員の声を受け、鹿教組が要求し実現したことです。現在は、中学生以上の子どもも対象となるよう求めています。

鹿児島県の看護休暇

- 2002年 鹿児島県で「子の看護休暇」スタート（小学校入学前の子、年3日）
- 2003年 3日を5日に拡大
- 2004年 対象者を中学校入学前の子に拡大
- 2005年 対象者が2人以上の場合、6日に拡大
- 2008年 「子の看護休暇」を「看護休暇」とし、実父母にも適用
- 2009年 対象者を配偶者および配偶者の父母へ拡大
- 2011年 子の予防接種や健康診断も取得要件に さらに子が2人以上の場合10日に拡大

国の「子の看護休暇」は、2005年に導入され、小学校入学前の子を養育する職員に対し年5日（子が複数なら10日）となっているピヨ～。



夏季休暇が長いのも独自の制度 国の制度は3日

夏季休暇は、夏季休業中に限定せず、7～9月の間取得できます。国の制度は、3日ですが、鹿児島県では交渉の結果1998年に4日に、2002年に5日への延長を勝ちとりました。最近では他自治体でも、4日や5日にするところが出てきています。

- 1992年 鹿児島県で夏季休暇を新設（7～9月の間に3日）
- 1999年 夏季休暇を4日に延長
- 2003年 夏季休暇を5日に延長

集い 語り合い つながる

出産・育児 に関わる 制度

男性の育児休業 1992年にスタート

今でこそ「育児休業」は当たりまえの制度ですが、女性の労働者が中心となって運動し、育児休業法ができたのは1975年、最初にこの制度を勝ちとったのは、女性の教員・保母・看護婦でした。鹿教組は、事務職員・栄養職員への適用を求めて交渉し、1990年から「育児欠勤制度」を導入させました。こうした運動は1992年の、全職種、男女問わず、民間労働者も適用とする法律整備につながりました。それでも、配偶者が就業していない場合や、配偶者が育児休業を取得している場合は取得できませんでした。配偶者の就業や育児休業にかかわらず取得できるよう改善させたのは、2010年のことです。その他、1985年に出産補助休暇、さらに2006年の交渉では妻の出産の際に上の子どもや生まれた子どもの世話をする育児参加休暇を勝ちとりました。鹿児島県の出産補助休暇は、国の2日に対して1日長い3日となっています。

- 1975年 育児休業法成立
- 1985年 出産補助休暇制度スタート（3日）
- 1990年 鹿児島県で育児欠勤制度スタート
- 1992年 新育児休業法（全職種、男女問わず）が官民同時に施行
- 2006年 育児参加休暇制度スタート（5日）
- 2010年 配偶者の就業や育児休業取得の有無にかかわらず育児休業が可能に



新採者の 赴任旅費 と諸手当

新規採用者への赴任旅費、4月分通勤・住居手当の支給改善

新たな赴任地へ転居する場合、赴任旅費が支給されます。しかし、新規採用者には離島配置者のみ「本土港～離島港」間の旅費の半額だけが支給されていました。鹿教組の交渉により完全支給されるようになったのは1985年からです。

また、新採者は辞令交付式に参加するため、離島赴任の場合、4月分の住居手当・通勤手当の支給要件を満たさないことがあり、4月分手当の不支給がありました。鹿教組が長年交渉してきた結果、2012年に住居手当の支給要件を緩和、2016年からは通勤手当も通常の人事異動と同じようにとり扱い、4月分手当の不支給を解消させました。

- 1984年 新採者の赴任旅費の完全支給実施
- 2012年 辞令交付式翌日までに入居した場合、4月分の住居手当支給要件を満たす
- 2016年 離島以外は辞令発令から7日以内、離島は10日以内に住居移転を確認できれば、4月分の通勤手当、住居手当の支給要件を満たす

様々な制度の裏には、労働組合・組合員の地道な権利獲得の歴史があります。
あなたも、制度を使うだけでなく、勝ちとる運動を一緒にやりましょう。

《 加 入 届 》

私は鹿児島県教職員組合に加入します。

20 年 月 日

学 校 名	立	学 校	職 名	
ふりがな 名 前	(印)			
生年月日	年	月	日 (満 歳)	性 別
住 所				
加入に立ち会った組合員				